

自衛隊による離島からの急患搬送体制の維持を求める意見書

鹿児島県では、離島における急患患者について、悪天候や夜間運行の制約により、県のドクターヘリや消防・防災ヘリの出動が困難な場合に、県知事からの要請で自衛隊により搬送されている。

このような中、急患搬送を担う海上自衛隊鹿屋航空基地内の第22航空隊鹿屋航空分遣隊が2022年度末で廃止され、同基地に配備されている救難ヘリUH60Jが2022年度内に除籍されることになった。後継機の導入や廃止後の具体的な部隊運用はまだ不確定である。

本県は、南北600kmに27の有人離島を有しており、一刻の猶予も許されない重症患者の搬送には、急患搬送時間の短縮が図られる航空機、とりわけ滑走路を要しないヘリコプターは必要不可欠であり、第22航空隊鹿屋航空分遣隊に配備されているUH60Jが除籍されるとなれば、離島からの急患搬送に大きな支障を来すおそれがある。今後の新型コロナウイルス感染状況や医療提供体制によっては、さらなる急患搬送が増えることが予想され、危惧される。

「離島の急患搬送は、全自衛隊が共同して引き続き適切に対応していく」としているが、自衛隊ヘリは離島住民の命に関わる重要な課題であるので、自衛隊による離島からの急患搬送体制が安定的かつ持続的な運用の下、引き続き維持できるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月17日

鹿児島県西之表市議会